

平成26年度 第2回大阪府消費者保護審議会 議事録

■日 時 平成26年8月12日（火）午前10時から

■場 所 大阪府立労働センター 本館7階708号室

■出席委員 池田委員、小牧委員、鈴木委員、高森委員、花田委員、山本委員、吉田委員、大森委員、牧野委員、尾崎委員、中浜委員、中村委員、高田委員、金谷委員、西田委員、戸田委員

（計16名）

■会議内容

○義永消費生活センター主査

それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。

ただいまから、平成26年度第2回大阪府消費者保護審議会を開催させていただきます。

司会を務めます大阪府消費生活センターの義永です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、第2回審議会総会の次第です。次に、審議会総会配席図です。次に、審議会委員名簿です。次に、資料1、大阪府消費者基本計画策定に向けての意見 答申（案）の概要です。次に、資料2、「大阪府消費者基本計画策定に向けての意見 答申（案）」です。ホチキスでとめている資料です。

以上5点です。おそろいでしょうか。はい、ありがとうございます。

本日は、議事録作成のため録音させていただきますことをご了承ください。

次に、委員出欠の状況です。当審議会の委員総数は18名ですが、本日は16名の委員の方々にご出席を頂いております。審議会規則第5条の定足数過半数を満たしており、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

出席委員及び事務局の紹介につきましては、配席図をもって紹介にかえさせていただきますのでご了承ください。

欠席の委員でございますけれども、事前にご連絡がございまして、大久保委員、岡本委員が、ご都合により欠席をされます。

なお、基本計画策定検討部会には、金融・金銭教育の分野に取り組んでおられる大阪府金融広報委員会から当審議会専門委員としてご就任頂いております戸田委員にご参画頂いております。大阪府金融広報委員会は、日本銀行大阪支店内に事務局を置き、大阪府、近畿財務局、日本銀行大阪支店、府内の金融団体等と協力して、中立・公正な立場から、暮らしに身

近な金融に関する広報活動を行っていらっしゃいます。本日、戸田委員のご出席を頂いておりますので、ご紹介申し上げます。

戸田委員、すみません、一言。

○戸田委員

戸田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○義永消費生活センター主査

ありがとうございます。

これからの議事につきましては、池田会長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○池田会長

皆さん、おはようございます。

台風のひどい被害でいろいろと支障が各地出ておりますが、皆様のところではさしたることがなかったというふうに思っておりますが、いずれにしましても、大変な状況で、審議会の総会がそれで1回吹っ飛ぶというようなことになりはしないかというようなところもちょっと心配しておりましたが、そういう影響もなく、無事本日、総会のほうを開かせて頂きます。ありがとうございます。

本日は、前回7月29日に出席委員からいろいろとご指摘頂きましたところを踏まえまして、少し加筆訂正等をした部分につきまして、新たな答申（案）、お手元に配付してございますし、また、あらかじめ委員の皆様の方にもお送りさせて頂いたところかと思いますが、まずは事務局の方から、順次そのあたりのことを中心に説明、報告をお願いいたします。よろしくどうぞ。

○向井消費生活センター課長補佐

皆様、おはようございます。大阪府消費生活センター、向井です。

それでは、事務局からご説明をさせていただきます。

7月29日に第1回審議会総会を開催し、答申案についてご議論頂きました。そこで頂戴したご意見を踏まえて、事務局で答申案を修正いたしました。その内容についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

本資料は、これまでもご覧頂いている答申案の概要です。

資料1の変更点につきましては、第4の表題に括弧書きで記述していた「消費者の権利の

確立」を削除した、この1点のみです。この理由につきましては、この後の資料2の説明の中で詳しく申し上げてまいります。

では、資料2をご覧ください。

「大阪府消費者基本計画策定に向けての意見 答申（案）」です。

まず、表紙ですが、手交交付の年月日記入欄と、そして審議会名を記載しました。なお、これまで資料では、表紙を1ページ目としていましたが、表紙のページ番号を削除し、次のページからページ番号を振り直しています。

表紙をおあげください。

1ページ目ですが、新たに消費者保護審議会からの答申における「はじめに」の文書を記載しました。

2ページ目をご覧ください。

目次につきましては、この後ご説明いたします内容に合わせて、項目とページ番号を修正しています。

3ページをご覧ください。

32行目の計画の期間ですが、前回は指摘いただいた平成31年の西暦を2019年に修正いたしました。

4ページの欄外ですが、このページに記載している注1から注3を最下部に移動し、まとめて記載し直しました。注書きを記載しておりますこの他のページ、6ページ、10ページ、22ページ、29ページにありますが、こちらも同様に、説明文を各ページの最下部にまとめて記載し直すことで見やすくいたしました。

7ページをご覧ください。

(6) メニュー等の食品表示その他の「食」の諸問題ですが、16行目から18行目の景品表示法改正の記載内容につきまして、改正部分を法律の条文に合わせて修正しました。

9ページをご覧ください。

(ウ) 高齢者の相談の特徴で、6行目に記載した60歳以上の契約当事者の相談全体に占める割合を27.3%に修正しました。これは、41ページに記載の図表18の60歳代と70歳以上の合計値に合わせたものです。

16ページをご覧ください。

13行目から14行目にかけて、消費者保護条例の基本理念である「消費者の権利の確立及びその自立の支援」を記載しました。

20ページをご覧ください。

3行目から4行目にかけても、先ほどと同様の記載をしています。この部分につきましては、7月29日の第1回総会において、20ページ以降の「第4、総合的、計画的に講ずべき施策の方向性」の表題に括弧書きしておりました「消費者の権利の確立」という表現について、第3の理念と第4の記述の中で、文言の追加整理も含めて検討させて頂き、次回の総会に修正した案をお示ししたいと申し上げた部分です。府条例の基本理念は、「消費者の権利の確立」だけでなく、「その自立の支援」もあること、また第4では、条例の基本理念を受けて「めざすべき姿の実現に向けた施策の方向性」を記載することから、条例の基本理念を第3と第4の本文中に書き込むことにより、20ページ、第4の表題から「消費者の権利の確立」を削除したものです。

少し戻ります。18ページをご覧ください。

「2. 消費生活の現状等を踏まえた取組の重要性」の「(4) 法令等にもとづく事業者指導等」ですが、事業者に対し8行目に、「厳正な行政処分、指導をより積極的に行うことが必要である」と、事業者指導へのより積極的な対応を記載しました。

20ページをご覧ください。

34行目につきましても、ただいまの18ページ8行目と同様の記載としました。

同じく20ページ19行目ですが、第1回総会において食の安全における保健所等との連携が必要とのご意見を頂きました。この答申の中では、保健所等という個別具体の記述とせず、「庁内関係部局や府内市町村との連携」とさせて頂きました。意味合いとしましては、保健所等衛生部局との連携を意味しています。

24ページをご覧ください。

20行目の消費者教育推進法の後に、「第20条」と加筆しました。これは、このページの下に参考として記載しております「消費者教育推進法第20条」が本文のどこと関係があるのかを明確にしたものです。

25ページをご覧ください。

31行目からの「②消費者行政担当部局と教育委員会の連携・協働の推進」について記載していますが、第1回総会で教育委員会を巻き込むような関係をつくってほしいとのご意見を受け、教育委員会との関係を34行目において、「情報を共有し、意見を交換するなど、十分な連携・協働を推進する必要がある」と、連携・協働の内容を強めて加筆修正しました。

なお、同様に、第1回総会においてご意見のあった見守り隊や地域のリーダーへの教育に

ついでに記述ですが、26ページ25行目の「地域においては、高齢者等を地域で支えあう様々なネットワークなども活用しながら、消費者教育を進める必要がある」と、37行目「大学等、研究機関、消費者団体その他の関係機関等に対し消費者教育を担う人材の育成等についての自主的な取組を促すなど、幅広い人材（担い手）の育成に努める」というところで、委員からのご意見と同じ内容を記載していると考えていますので、新たな記述とはいたしていません。

33ページをご覧ください。

こちらには、新たに「消費者施策の推進に向けて」との表題をつけ、審議会としての意見のまとめを記載しました。

ここで、第1回資料の3ページの30行目から35行目に記載しておりました内容を、本ページ8行目から11行目に移し、前回のご審議を受け、重点的に取り組む施策や数値目標または管理指標の設定を検討することと、人員、予算の拡充への配慮について加筆し、審議会としてのまとめといたしました。

33ページを挿入したことにより、参考資料以降のページ番号を1つずつ振り直しています。

41ページをご覧ください。

図表18、「契約当事者の年代別件数」ですが、表の下部に備考を掲載しました。なお、その1行目の最後の「100とはならない」との記載ですが、100%、パーセントが抜けておりますので、「100%とはならない」と再度修正いたします。

52ページですが、検討部会の名称を誤って記載していましたので修正いたしました。

53ページには、検討部会の運営要領を、54ページには2月10日の諮問書の写しを掲載しました。

事務局からの説明は以上でございます。

○池田会長

ありがとうございます。

今、御説明頂いたところで、多少聞き取りにくい等々ご指摘頂くことはございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これより意見交換に入りたいと思います。

前回の総会の折、所用につきご欠席の方も本日お見えの方もおられますので、ぜひいろいろとご意見を頂ければと思います。

特に、前回、第1、第2とか区切ってやりましたので、今回は一括してどこからでもご指

摘、ご意見等頂ければと思います。

それでは、どうぞ活発にご議論頂ければと思います。よろしくお願いします。

では、鈴木委員。

○鈴木委員

前回欠席で申し訳ありませんでした。

この後の動きのことなんですけれども、今回、答申という形で基本計画をこういう形で出していく中で、いろいろと委員の皆様から、抽象的な表現が多くて具体性がないというような意見がずっと出てきていたかなというふうに思っておりまして、この後、それぞれの部局が具体的に、どの部局が責任母体として、何をどのように行動していくのかというようなことにつきましては、どういった形で公開されていくのかということ、まず一つ教えていただければと思います。いかがでしょうか。

○池田会長

そのあたりは直接答申とは余りかわりないんですが、事務局のほうで今の段階で、もしお考えがありましたら、あるいはまだ決まってないんだというようなこともあるのかもしれませんが。私もちょっと今、そこはわかりませんので、じゃ可能な範囲で。

○増井消費生活センター所長

ありがとうございます。

可能な範囲でということ、そういう意味では、現在まだ答申を練って頂いていますので、確実に決まっているわけではございませんけれども、想定としましては、答申を頂いたのと、これを踏まえて行政計画としての基本計画を作っていくと。それをパブコメにかけさせて頂くという形になろうかと思います。行政計画の中で、今回、答申の中でいろんな基本的な考え方を示して頂いていますので、それに基づく具体的な取組、こういったものを書き込んでいく必要があると思います。

その中で、具体的といいますが、具体的な施策の概要をやっていきます、そういうのじゃなくて、基本的な考え方をもとに、こういった取組をしていきますということを書いていくということ、それが各部局にも照会した上で、そういった、いろんな各部局の考えが出てくるという形になっていこうかと思いますけれども、今後また、もう少し検討していききたいと思っております。よろしくお願いします。

○鈴木委員

ありがとうございました。

どうもそのあたりの、この基本計画の策定が目指すべき落としどころといたしますか、どのあたりまでを具体的に表現しなければならないかというあたりが、何となく認識が一致していなかった部分が、もしかしたらあるのかなというふうに思いましたので、すごく部分的に、具体的な固有名詞が挙げにくいとかいうあたりが、なぜなのかという疑問を持たれている委員もいるんじゃないかなというふうに思いましたので、それがいずれ具体性を持って表現されると、それがパブコメの形で府民に意見を求めるということであるということならば、了解をするところかなと思いました。

○池田会長

私自身のあらましの、これは事務局のお考えとも必ずしも一致しない、むしろ会長の立場というよりも一委員の立場ですが、今、パブコメの話をされましたけれども、やっぱり広く計画案をお作りになって、パブコメでその意見を拾っていただく中で、多分最終的には、また審議会としてこういうところでいいのかという機会はあるというふうには考えているんですが、はい。ありがとうございます。よろしいですか。

この方針の案のところ、もし何かご指摘頂くところがありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○大森委員

私のほうで、前回の審議会の場で幾つか提案ということで出させて頂いて、盛り込んで頂いた、今日の答申案の中に入っている部分と入っていない部分がございます。入っていない部分については、今日、もう一度提案をさせて頂いて、この審議会の中でご議論頂いて、答申に盛り込むかどうかというところの判断をして頂ければなというふうに思っています。

簡単に、前回も言ったことなので同じことにもなるわけですがけれども、一つは、消費者教育の問題です。今回のこの答申案作りをめぐる、私たちの団体の中も含めてずっと議論をしてきているんですけれども、この消費者教育への期待が非常に大きいです。やっぱり今までなかなか進めなかったものが、この答申から計画になっていく中で、一步一步進んでいくのではないかと期待は非常に強く持っています。それも、その消費者団体だけが考えているということではなくて、学校教育であったり、社会教育の関係の皆さんであったり、福祉の関係の皆さんであったり、あるいは地域の住民の皆さんであったり、そういう人たちと一緒に考えていける、取り組んでいけるという、そういう計画になるんだろうと思っていて、そうしないといけない、そういう計画にしないといけないなということを感じていますし、そういう議論をしているところです。

そこで、具体的にでは答申（案）の24ページのところで、19行目以下ですけれども、さらに議論を重ねていく必要があると書かれていて、推進法の20条が書かれて、推進協議会の規定がありますよと。多様な主体の意見を聞きつつ進めるべきですよと、ここまで書いてあるんですけれども、じゃ実際に大阪府に消費者推進協議会を設置しましょう、設置するべきですというふうな書きぶりにはなっていないんですね。いろんな多様な関係者が集まって議論をして、実際に取組も一緒にやっていくという場が、私は、推進協議会に、地域協議会になるんだろうというふうに思っていますので、それを府がやっぱり率先してまずつくって市町村にも広げていくという、そういう取組をぜひしてほしいというふうに思っているんですね。そういう意味では、ここに「大阪府の教育推進協議会を設置する必要がある」というような書きぶりで書いて頂けないものかと。

實際上、既にこれは御承知のとおり努力義務でありますので、消費者庁のホームページで、これをされているところによると、18の都道府県では既に設置をされているわけですね。この基本計画、5年間のスパンですので、5年間たった後に、大阪府にまだこの協議会ができていないというような状況というのはちょっと考えにくいというか、そんなことはあってはいけないと思っていますので、そこは具体的に書いてほしいというのが、それが1つです。

もう一つは、その関連ですので、25ページのところに、消費者教育についての府と市町村の、26行目のところですか、かわりについて書いてあって、「府は広域的な視点から市町村の取組みを支援する」ということで、当然そこにも市町村での消費者教育の推進計画の策定と推進協議会の設置を府が支援するんだということは、例示という形でこの支援の中身として、ぜひ具体的にやっぱり書いてもらいたいなということです。それが2点目です。

あともう1個、3点目、ちょっとこれは議論が別の議論で、答申（案）でいくと18ページを見て頂きたいんですけれども、20行目以下、「府の責務」ということが書かれています。22行目の文章は、これ主語述語関係そのままとると、「府は、市町村への支援を中心に行うことが求められる」という文章になってしまっているんですね。これは、当然、市町村へも支援しないといけないというのはそれはそうなんですけれども、もう一つ、府自身がみずからやるべき機能がやっぱりあるわけで、事業者指導について、一番最後のところに、30行目のところに、「また」ということで付け足しはされているんですけれども、これでいくと中心は市町村支援でという読み方になってしまうと思うんですね。それはちょっとまずくて、まず府がきちんとみずからやる事業者指導であったり、府がやるべき消費者教育であったり、商品検査があったりと、そういうあたりをちゃんとやるということを明確にまず一つきちんと

と書くということと、あわせてこの府の役割、列挙されている中で府の直接相談について、相談という言葉が出てこないというのはやはり問題があるというふうに思いますので、府がきちんと直接相談をやって、それをほかの機能ときちんと連携させて、府としてのやるべき機能を果たすと。あわせて市町村への支援をしっかりとやるんだという、そういう書きぶりにここはぜひ変えて頂きたいというふうに思っています。

これは、前回でも提案させて頂いたことと同じ中身ですので、この場でご検討頂ければというふうに思います。

○池田会長

今、3点についてご指摘頂きました。

この点について、あるいは関連して、あるいはそれ以外の点について、さらにご意見頂ければと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○吉田委員

すみません、吉田です。

まず、今の大森さんのご提案の3点については、私もそのように変えて頂く、あるいは教育推進協議会として設けるべきだということは書いて頂いたほうがいいかなというふうに思っています。その点については賛成です。

すみません、それ以外の点というか、私が前回提案させていただいた法執行と、それから府の予算とか人員の強化というか、その点については盛り込んで頂いて、そのことはよかったなと思います。

そうなんですけれども、ただ、このように例えば「法令につき厳正な行政処分、指導をより積極的に行うことが必要である」とか、例えば「予算、人員の拡充を求める」というふうにさらっと書いてしまうだけでは、なかなか訴求力には欠けるのかなという印象を持っております。できれば、前回に大森さんのほうから提示していただいた資料をつけて、例えば行政執行については、現状では十分対応できていないというような現状を指摘して、やっぱり現状よりも強化するというようなことを、例えば数値を示して書いて頂くとか、予算、人員についても他県と比べてどうだというようなところを、資料を添付して、現状は非常に乏しいんだというようなことを指摘した上で言及するほうが、より説得力があるのかなという印象を持ちました。

以上です。

○池田会長

その他いかがでしょうか、ご意見。

特に、前回、所用につきご欠席の委員におかれましては、今日が基本的に最後の発言の機会、総会としては最後の発言の機会となります。

はい、どうぞ。

○鈴木委員

法執行の部分については、私も、参考資料として後半の資料掲載の中に具体的な表を入れて頂くことが、より説得力に繋がるのではないかというふうに考えますので、ご検討頂ければと思います。

あともう1点なんですけれども、消費者教育の部分で、本日配付されました資料1の第4の基本目標Ⅲのところ括弧書きで、「『大阪府消費者教育推進計画』として記載」というふうに書かれているんですけれども、これは本日の答申の中で述べられているこの目標が、そのまま消費者教育に関する計画的な施策の推進とありますけれども、これがそのまま大阪府の消費者教育推進計画という意味を持つという理解でよろしいのでしょうか。

○池田会長

これは誰に聞こうか。

○鈴木委員

はい、これは質問です。

○向井消費生活センター課長補佐

はい、今のところ、こちらの基本計画の中に消費者教育推進計画として入れていくということで、別建てで作るということについては、今の段階では考えてはおりません。この中で作っていきます。

○鈴木委員

そうなりますと、先ほど大森委員がおっしゃったような、中身について議論していく際に、どういう、具体的なこの中のアクションプランが上がってくるのかというところで、さまざまところから意見を反映させたいというところは、私、理解するところです。

パブコメの形で出すのとまた別枠で、ただ、その議論の母体をどういう形でくるのか。確実に消費者教育を推進するという意味合いを、それが目的になると思うんですけれども、そのために別枠で協議会をつくるということも可能だと思いますし、それは協議会が必要ということで、本日、ほかの委員の方からもご賛同が得られればだと思えるんですけれども、協

議会を設置した場合には、そこにどんなメンバーが加わるかということが次の議論になろうかと思えますけれども、やっぱり教育行政の関係者の方にオブザーバーとして入って頂くとか、学校の校長先生に入って頂くとか、いろいろご意見あると思うんですけども、やっぱり具体的な行動計画を考えていく上で、多様なご意見が集約できるような組織があるというのは、重要な意味を持つてくるのかなと思うところです。

○池田会長

そのほかご意見、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○花田委員

ちょっととても細かいことで恐縮なのですが、26ページの37行目、「大学等、研究機関、消費者団体その他の関係機関等に」となっております。それで、これは「大学等研究機関」ではないかなと思うのですが、大学等というのと、研究機関というのと、それから消費者団体という、この3つを例示として挙げていらっしゃるのでしょうか。質問させていただきます。

○池田会長

これは、大学等というのは、大学は研究機能と同時に教育機能も持っておりますので、その多様な広がりのあるところがあるので、まず頭に出してきたという、多分そういうニュアンスを持っていたと思いますが、研究機関というのは、多分いろんな商品の性能等の検査のようなどころもちょっと絡みながら、多分そういう研究機関というのは高度な研究機器を持っているだろうというところで、多少商品検査のようなどころも頭にありというニュアンスかと思いますが、あるいは、もしこっちのほうが語呂がいいというようなご提案がありましたら。

○花田委員

消費者団体というのは、やっぱりとても大きいと思うのです。それと並び立つものとして、大学等というのと研究機関というのが1つずつ立っているというのが、少しバランスがどうなのかなと思いましたので、大学等と研究機関の間の点をとれば、バランスがとれるかなと思ったのですが、別に大筋に全く関係のあることではございませんので、ちょっと気になりましたので申し上げただけでございます。すみません。

○池田会長

ありがとうございます。

いや、貴重なご指摘だと思います。多分パブコメでそういう指摘がいずれ来るのかもしれませんが。このところは、とったほうがいいのかというご指摘は、なるほどそうか

などというふうには思っています。

さらにご意見頂きます。

はい、どうぞ。

○高森委員

前回欠席しておりまして、誠に申しわけないんですけども、2点質問させて顶きたい。お答え頂ければと思います。

まず、一番最初に、前回の出されたものと今回との変わったところという、変更点があったところというご説明の後で、すぐ質問すべきであったのかもしれませんが、「消費者の権利の確立」というところが削除されたのは、それは条例より理念である、「消費者の権利の確立及びその自立の支援」というのを文言として答申の中に入れるので、より上位の概念のものがその中にちゃんと書き込まれているのでここにはもう必要がないんだ、だから削除したんだというようなご説明だったのかなと思うんですけども、しかし、条例の基本理念であるその「自立の支援」というのは、基本目標のⅡのほうで「消費者の自立の支援」というのが残っておりますので、その関係はどうなっているのでしょうかという状況等を教えて頂きたいのが1点と。

それから、もう一つは、キーセンテンスというかキーワードとして、「消費者市民社会の構築を目指す」という言葉が出てきますが、その消費者市民社会の、もし前回の会議でいろいろご説明があったら聞いておりませんでしたので申し訳ないんですが、消費者市民社会の定義というのが幾ら読んでもこの答申の中には出てこないんです、私の読み方では。

市民というのは、自らの意思で自己決定でき、そして自らの意思で自己決定したことに対して合理的に自立的に活動できる人、そのような人から構成されます、さっき言った市民社会、それはよくわかるんですが、それに消費者とひっついているから、消費者もそのような自立した市民にならなければいけないよという意味で、「消費者市民社会の構築を目指す」ということで使っておられるのかなと。それ以外の意味で使っておられるのか、ちょっと定義がはっきりとしていないので、どのような意味で使われているのかお教え頂きたいと思います。

○池田会長

2番目の点は、むしろこういうふうにすべきだというふうにご提案をもし頂くところがありましたら。消費者市民社会のこの書きぶりについて、別のご提案があるようでしたら、具体的にご指摘頂けるとありがたいんですが。

○高森委員

いや別の提案というわけではないんですけども、消費者だけが自立したからといって、安全・安心な消費生活の実現は到底できないわけですから、安全・安心な消費生活の実現のために消費者が自立せよというふうな意味にとられるとまずいのではないかなと、そういう意味で申し上げているんです。

事業者であれ、消費者団体であれ、市民であれ、消費者であれ、全てが「それぞれの役割、責務を果たすことが重要である」と書かれておりますけれども、それと「消費者市民社会の構築」というのがちょっと一致していないんじゃないかなという印象を受けましたので。

○池田会長

これから1からつくり上げる段階での議論じゃなくて、きょうはもう部会で部会案までつくった上で、もう最終的に全体の審議会の総意として、こういう表現でいきますということで締めくくるところなんで、それを前提に……

○高森委員

だから、改めていこうというよりは、ご説明いただけましたらという質問という形に捉えさせていただきます。

○池田会長

わかりました。

じゃ、事務局のほうから、はい。

○増井消費生活センター所長

失礼します。

1点目の「権利の確立」ですけれども、第4の表題のところに括弧書きで書いておったんです。それというのは、実は今まさに委員おっしゃいましたように、第4の中には「自立への支援」という項目があるわけです。それで、この第4の表題として、全体を表すものとして権利の確立だけでは不十分で、自立支援も入れるべきであろうということです。

そのことで、両方入れようとした場合に、我々はこの総合的、計画的に講ずべき施策の方向性をずっとやっていくのに、やはり条例の理念というのは、この一番最初のページにも書いているんですけども、条例に基づいた上でやっていくんだということが、3ページにも書いているんですけども、条例の理念のもとで進めていく。そうすると、それがまず第3の基本的な考え方、ここにおいて、そのもとに我々はやっていくんですとまず書いた上で、それをさらに第4を具体的にやっていくときに、そのもとにまだあるんですよと書いて、

基本目標Ⅰ、Ⅱとやっていくという形のほうがわかりやすい。括弧書きで単に、ちょっと言葉が悪いですが、一部分だけを書き込むというのは少しどうなんかなということだったんで、権利の確立をやめたわけじゃなくて、むしろきっちり書き込んでいるというふうにご理解頂きたい。別にやめてはなくて、むしろきっちり理念のところと方向性に全て書き込んでいるということです。

これは、もともと書いてあった3ページのところでも、同じその理念を書いておりますので、それを改めてまさに関係しているところもあるので、基本理念との整合も図った上でということで書き込ませて頂いているというところでございます。

それから、もう1点は消費者市民社会のところですが、16ページのところに理念を書かせて頂いておりますけれども、まさにこういう社会をつくっていくには、消費者、事業者、行政、あらゆるものが一緒になっていかなければならないということを書いている中で、消費者の安心・安全な消費生活の実現を図っていかなければならない。そのためには、みんなが一体になっていかなければならないと書いた上で、18行目から事業者においても、きっちりやってもらわなければならない、それから、21行目から、消費者に対しては的確な情報提供とか必要であるとしていますけれども、ここは23行目の中ほど、自立した消費者になるよう努める必要がある、ここはこういう方向からの書き方をしていますけれども、消費者も自立してもらわなければならないといういのが1点。

「また、消費者は」のところ、社会がグローバル化している中で、自立していくだけではなくて、自らの行動が内外の社会経済情勢、あるいは地球環境に影響を及ぼしているんだと、だから、自らの行動が社会を動かしていくんだと、そこまでやっていく。自ら自立していくだけじゃなくて、騙されないというだけではなくて、社会を動かしていくところまでやっていかないけませんよというところを踏まえて、「消費者市民社会の構築」というふうに使わせて頂いております。

さらに、この構築は事業者においても当然協力していかないけませんよという概念で、一番大きな安全・安心な消費生活社会を実現していく、そのためにほぼ同義で「消費者市民社会の構築までしていく」という形に書かせて頂いているというところでございます。

○池田会長

その他いかがでしょうか。

特に、前回総会にご出席頂けなかった委員、副会長であります先生、ご指摘頂くところがありましたら、ぜひご発言頂ければと思いますけれども。

○山本委員

先に、形式的なところから。「はじめに」というのをつけ加えられた。同時にこの冊子というのは、これ資料としておかしい。「はじめに」があつて、次に目次がありますでしょう。これ順番が逆だと思います。まず、目次があつて、だから目次の中にも「はじめに」というのがなければいけないので、ページ番号の打ち方も、大体目次というのは、本文のページじゃなく、外枠に出すのが本来の打ち方で、そこしっかりと形式整えて頂ければなと思います。

それと、最後につけ加えられた「消費者施策の推進に向けて」という文書のところです。これ、とてもうまく書き込まれていると思います。これが何なのか、この位置づけがちょっとわかりにくいんですね。論文だったら「はじめに」があつたら絶対「終わりに」があるはずで、これが終わりになるのか、それとも独立したパートとしてこのところを書かれているのか。むしろ、ここはとても最後のまとめとして重要なことが書かれていると思いますので、もう少し強調されてもいいのかなという気がします。

それと、内容につきまして全体拝見しまして、先ほどの大森委員、吉田委員からのご意見ございましたけれども、基本的に私は、これ、うまく書き込まれているんじゃないかと思います。

私の理解が乏しいのかもしれませんが、この教育推進地域協議会のところ、設置をやるべきだというような記載だというご意見に当たるとは思いますけれども、これ20条の条文を見れば、これ、会長が法律がご専門なので、この書きぶりなんですけれども、24ページ、20条の条文が「都道府県及び市町村は」という主体になっていますよね。その後、「その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため」ということになっていますので、これ都道府県だけで今、委員のご意見は作るべきだというふうにお考えなのか、及びというようなところを重視すれば、市町村も巻き込んでこの協議会をメンバーとしてやるべきなのかということにもなってくると思うんです。そうすると、じゃ大阪府下の市町村というのはどこなのという、全市町村を組み込まないとこの協議会は構成として十分じゃないんじゃないかという意見もまた出てくるかと思うんです。

そういう意味で、上で書かれている、「今後の議論に当たっては多様な主体の意見を聞きつつ進めるべきである」という、審議会としてはこの程度しか書けないんじゃないかという気がするんですけども、私の理解が不十分なんでしょうか。

○池田会長

そのほかご意見いかがでしょうか。

特にご意見ございませんか。

そうすると、ちょっとどういう形でご意見頂いたところを最終的に総会の総意ということで仕上げていくかということになりますが、かなりいいご議論、ご指摘頂いたなというふうに思っております。基本的には、それぞれの思いを踏まえた上で、最終的な取り扱いについては、会長一任という形でお願いできればというふうに思っておりますが、それによろしくうございますか。

はい、どうぞ。

○大森委員

最終的にはそれでも構いませんけれども、その前に事務局の方にお尋ねしたいんですが、私、前回6項目挙げさせていただいて、取り入れられた項目と取り入れられなかった項目があるんですね。それはなぜそういう違いが出てくるのかという、それは事務局さんなりの考え方があってのことなんだと思うんです。私は、それは別に否定するつもりはないので、そこがどういう考え方でそういう整理の仕方をされたのかということは、ちょっと教えて頂きたいんです。それがまた私の勉強にもなるというふうに思いますので、そこをお願いできないでしょうか。

○池田会長

ちょっと、じゃもう一回、すみません、もう一回、具体的に。

○大森委員

項目は前回、もし前回のペーパーをお持ちであれば、前回提案させて頂いた提案の3、4、5というところで、1つは、消費者教育の推進協議会を府に設置するということを明示することと、2つ目が、市町村での消費者教育推進計画策定と地域協議会の設置を府が支援するというのを、これも具体的に支援策の一つとして例示として書き込むということですね。もう一つが、府の直接相談の重要性ということ踏まえて、府自身が果たすべき機能と、それとあわせて市町村の支援をやるという、そういう2つの分野としてきちんとそれで書くということを提案させて頂いていたので、それぞれについてご意見を聞かせて頂ければと思います。

○池田会長

恐らく既に表現として、それに対する回答が出ているところだろうと思いますが、府のさまざまな諸般の状況を勘案して、現時点で受け入れ可能なところは全て対応しというようなところかと思いますが、事務局のほうで何かございますか。

○増井消費生活センター所長

委員さんから頂いているご意見なので、貴重なご意見だと思っています。どれもこれもやっぱりご意見なので、事務局としてはどれも受けとめさせていただきます。今後、どれも受けとめてやっていきたいと思うんですけれども、やっぱり現実的な問題もあるというのが本音です。

ただ、今、委員さんのご意見でございますので、我々がどうのというよりは前회のご議論で、ご指摘頂きましたけれども、数値目標というのはやっぱり書き込むべきではという大分ご議論がありました。それぞれの委員からも言われて、そういう方法もあるのかなというご意見もありました。予算、人員についてもかなりご議論があつて、皆さん、そうかなという感じにも、我々はこう捉えました。失礼ですけれども、そう捉えましたので、そのところは真摯に書き込ませて頂きました。

あとは、ご指摘にもございましたけれども、そこまで議論が深まっていなかったなど、そうでないような感触もあったというところが消費者のところですけども、協議会につきましては、今会長からもご発言あったんですけども、我々としては、かなりここで多様な議論、ここから事務局のことなんで、委員さんご自由なご意見なので、委員さんにつくって頂くものなんですけれども、我々としてはそういうご意見についてもかなり書き込ませて頂いているなというふうに思っています。いろんな意見を聞かなあかんということで、教育推進法20条というのも上げさせて頂いて、協議会ということまで出させて頂いていますので、こういったのがあるんですよということは十分に出ていると思っているんで、それを使うかどうか、それは今後ご議論をしていっていかないかんし、そういった部分もあるのかなと。ですから、ここでこの形がええんだという決めつけてしまうような形も、ちょっと私、言い過ぎまして申し訳ないんですけども、そういう考えがあるのも確かです。ただ、否定しているわけでは全くなくて、こういったものがあるんで、それをはっきり言っていますから、使っていくかどうかを今後、多様な意見を聞きつつする中で議論が深まっていくのかなというふうに思っているところでございます。

それから、市町村のことについては、基本的に大阪府の答申には書かないというのが府の今の姿勢でございます。府と市町村とは全く対等でございます。基本的に、それぞれ法律上分かれている部分もございますけれども、立場として対等でございます。市町村は市町村でやっていく、自治の本旨にとられるわけですから、市町村にこうせいあせいと言うのも、余りそういうふうを書くのは、府のいろんな意見とかそのようなことを書いていないと

というのが府の考え方です。もちろん、その中で全体的にこれを進めなあかんというのは出ているわけで、そこについては連携・協働していくということですから、そういったことについても支援はしていきますけれども、具体的なことでこれをしなさい、あれをしなさいというような形については、なかなか府としては、これまで意見となれば、書いていないというのが現実。

ただ、おっしゃっている意見もわかりますので、市町村がそういったものをつくるのに支援してくれということであれば当然しますし、ただ、市町村としたら他の形でやりますんですよという声があれば、それもあるのかなと。今、既にそういったことをやっておられる市町村もあるんで、それについてまで別に同じことをやりなさいというようなことも書く必要もどうかと思いますけれども、決して委員の意見を否定しているわけでも何でもございません。府としては、真摯に受けとめやっていきますけれども、答申の今の現状の段階でどこまで書かせて頂くのがいいかなというのは思っているところはございます。

ただ、委員の意見ですので尊重させていただきますけれども、前回非常にご議論になって、皆さんそういう形であったというところは書き込ませて頂いたというのが、答えとしてはその部分だけかなと思っています。

○池田会長

はい。

○大森委員

消費者教育に係る部分は、その書きぶりとかあるかと思しますので、それはそれで、こういう表現でということであれば、それで私も納得できる場所もあります。

気になったので、市町村と府との関係で、これはずっと府は最近そういうふうにおっしゃっておられて、ちょっと別に指導したり強制したりということではないにしても、府としては府全体をこういう方向で充実させていきたいんだという方向性をきちんと持って、府と市町村ともきちんと議論をしながら、別に市町村はもっと特別に別の方向でということであれば、それはそれでやってもらったらいいと思うんですけども、市町村も余り何もやりませんよみたいな状況であれば、それは府のほうからやっぱりそれではまずいですよと、どういう形でやるんですかと、府としたらこういう方向で考えているんですけど一緒にやりませんかみたいなそういうことは言うのは、それは府の役割ではないのかなと私は思います。

あと1個、相談のところなんですけれども、これは前回も言いましたけれども、府の相談業務というのは、消費者安全法で府がやらないといけないと書かれている事業なわけですよ

ね。なのに、ここで業務が幾つか列挙されている中で、相談という言葉が入らないというのは、それはちょっと僕はおかしいというふうにはっきり思います。

ですので、書きぶりはいろいろあるにしても、府は直接相談もちゃんとやるんだというふうにきちんと書き込むべきであって、ここでわざわざ相談というのが逆に抜けているというのは、府は直接相談を余り重視していないのかというふうに見られても仕方がない書きぶりになってしまうと思うんですね。そこはやっぱり訂正を、最終また会長一任ということでお願いするときに、前回出させて頂いたペーパーも参考にして頂いて、ご検討頂きたいというふうに思います。

○池田会長

それでは、今、大森委員からのご指摘ありましたけれども、さまざまなご意見、貴重なご意見頂きましたけれども、そういったご意見を踏まえつつ、本当に会長一任と言われるとなかなかしんどいなという感じがしますが、誠心誠意、皆様の思いをどういう形で言葉に置いていくのかなというところで、また少し事務局とも知恵を絞って頂き、最終的には知事への答申ということに持っていきたいと思います。

一応、じゃ改めてお諮りいたしますが、会長一任ということでよろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、本日のご審議、貴重なご意見、皆さん、ありがとうございます。

事務局のほうにバトンタッチをさせていただきます。

○義永消費生活センター主査

池田会長並びに委員の皆様には、ご審議誠にありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、センター所長、挨拶をよろしく申し上げます。

○増井消費生活センター所長

失礼いたします。きょうは本当にありがとうございました。委員の先生方におかれましては、熱心に本当にご議論を頂きまして、大変多くのいろんな貴重なご意見をそれぞれの角度から頂きまして、本当にありがとうございました。

本日、消費者基本計画についての答申頂く内容を、ほぼお認め頂いたのではないかなというふうに思っています。重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

この中でいろいろ賜りましたご意見、ご議論は受けとめさせて頂きまして、今後、府としてこの消費者基本計画を策定し、目指すところはやっぱり安全で安心な消費者市民社会、この構築ということでございますので、そういったところを目指して頑張ってまいりたいとい

うふうに思います。今後とも大阪府の消費者行政に、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

部会、それから審議会と、先生方にはお世話になりました。ありがとうございました。お礼を申し上げます。

○義永消費生活センター主査

では、以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。委員の皆様には、長時間にわたり本当にありがとうございました。